

令和 7 年度埼玉県産いちごプロモーション業務委託

仕 様 書

- ・ この仕様書は、企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約先候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約先候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

第 1 委託業務名

令和 7 年度埼玉県産いちごプロモーション業務委託

第 2 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日まで

第 3 業務の目的等

(1) 現状

埼玉県は、昭和 30 年代頃からいちご生産が盛んとなり、一時期には全国有数の生産量を誇っていた。また、大都市近郊の立地条件を生かし、観光農園等も県内各地に展開されている。

また、近年では、オリジナルいちご品種として「あまりん」「かおりん」「べにたま」（以下「オリジナル品種」という。）が開発された。令和 5 年 2 月に開催された「第 1 回全国いちご選手権」（一般社団法人日本野菜ソムリエ協会主催）において、県内生産者の出品した「あまりん」を始めとして、本県のいちご生産者が最高金賞他各賞を受賞したことを皮切りに、その後の同年 12 月開催「クリスマスいちご選手権」、令和 6 年 2 月開催「第 2 回全国いちご選手権」、令和 6 年 12 月開催「第 2 回クリスマスいちご選手権」、令和 7 年 2 月開催「第 3 回全国いちご選手権」においても、県内生産者が最高金賞他各賞を受賞した。

そして、本県は「最もおいしいいちごを生産している県」として、全国初、かつ、3 年連続で全国唯一となる「プレミアムいちご県」に認定されるなど、その食味の良さにより、埼玉県産いちごに注目が集まっている。

(2) 本事業の狙い

オリジナル品種のうち、「あまりん」「かおりん」にあつては、観光摘み取り・直売向けに育成された品種であり、都内においても一部流通している。また、「べにたま」にあつては、市場出荷向けに育成された品種であり、県内外の量販店等に流通している。

これらオリジナル品種については、令和 6 年 11 月に実施した「県政サポーターアンケート」（第 264 回簡易アンケート「埼玉ブランド農産物の認知度・評価について」）では、「あまりん」の認知度は約 56.8%（前年比 24.6 ポイント増）、「かおりん」は約 24.5%（前年比 8.8 ポイント増）、「べにたま」は約 14.5%（前年比 4.8 ポイント増）となっており、

徐々に認知度が高まってきている。

一方、民間のインターネット調査会社が保有するモニターを活用したアンケート調査（別添4「令和6年度埼玉県産いちごプロモーションについて」参照）では、「あまりん」の認知度は約26.1%、「かおりん」の認知度は17.4%、「べにたま」の認知度は約18.6%となっており、また「埼玉県は「いちごの産地」というイメージがある（イメージがある＋ややイメージがある）」の割合は約21.7%と低く、いまだ「埼玉県＝いちご」のイメージは浸透していない。

本県は人口4,000万人の首都圏の中心に位置し、交通アクセスにも優れるという地理的優位性を持ち合わせているとともに、県内には自然、歴史、文化など多彩な観光資源に恵まれているにもかかわらず、都道府県での「観光意欲度ランキング」（地域ブランド調査2024）では47都道府県中47位と低迷している。また、「埼玉県の一ちご」を通じて、埼玉県に観光や旅行に行ってみたいと思ったことがある」の割合は約43.8%（別添4参照）となっており、埼玉県の一ちごをきっかけとした県内誘客には、十分つなげられていない。

このような状況を踏まえ、オリジナル品種を中心とした埼玉県産一ちごのプロモーションを実施することにより、埼玉県産一ちごの認知度向上・ブランド確立を図りつつ、「一ちごと言えば埼玉県」・「観光地としての埼玉」の想起性を高め、本県への誘客を促進することにより、観光振興を図ることを目的とする。

第4 事業スキーム

本事業のスキームは、次のとおり。

<都内・県内の百貨店・洋菓子店等スイーツフェア開催>

- ・ 東京都内及び埼玉県内の百貨店やホテル、レストラン、洋菓子店、和菓子店等（以下「百貨店・洋菓子店等」という。）とコラボして、オリジナル品種を中心とした埼玉県産一ちごを使用したスイーツフェアを行う。
- ・ これにより、生果のみならず、加工品も含めて、首都圏の消費者が埼玉県産一ちごの魅力に触れる機会を増大させ、埼玉県産一ちごの認知度向上やブランド確立を図るとともに、県内誘客につなげる。

<都内ポップアップイベント開催>

- ・ 東京都内のイベントスペース等において、オリジナル品種を中心とした埼玉県産一ちごの物販や試食、展示等による埼玉県産一ちごの魅力及び観光情報の発信を行うポップアップイベントを開催する。
- ・ これにより、首都圏の消費者及びインバウンドに対して、埼玉県産一ちごの魅力に触れる機会を創出し、埼玉県産一ちごの認知度向上やブランド確立を図るとともに、県内観光スポットの紹介等を実施することで、県内誘客につなげる。

<県内イベント開催>

- ・ 埼玉県内の施設等（屋内・屋外を問わない。）において、県内の一ちご生産者などの幅

広い出店を募った上で、オリジナル品種を中心とした埼玉県産いちご及び県内のいちご生産者等のプロモーションにつながるためのイベント（フードフェス）を開催する。

- これにより、オリジナル品種を始めとした埼玉県産いちごの魅力を消費者に伝えることにより、埼玉県産いちごの認知度向上やブランド確立を図るとともに、県内観光スポットの紹介や観光周遊・消費を促進するための関連企画を実施することで、県内誘客につなげる。

<調査・分析>

- 本事業の目的である「県内への誘客促進（観光振興）」の成果について、本事業の実施がどの程度寄与したか等を定量的に把握するため、必要な調査を行った上で、分析・報告する。

第5 業務の内容

1 都内・県内の百貨店・洋菓子店等スイーツフェア企画・運営業務

①スイーツフェア全体の企画・運営

- スイーツフェアの実施内容、参画事業者・店舗（以下「参画事業者等」という。）の選定・調整、開催方法・規模、広報等、実施スケジュールの作成、事業の進捗管理など、本スイーツフェアを効果的かつ確実に実施するための全体計画を行うこと。また、全体計画を踏まえ、本県を含めた関係団体と連携の上、本スイーツフェア全体の運営を行うこと。
- 本事業というスイーツフェアとは、概ね次のようなイメージであること。

<イメージ>

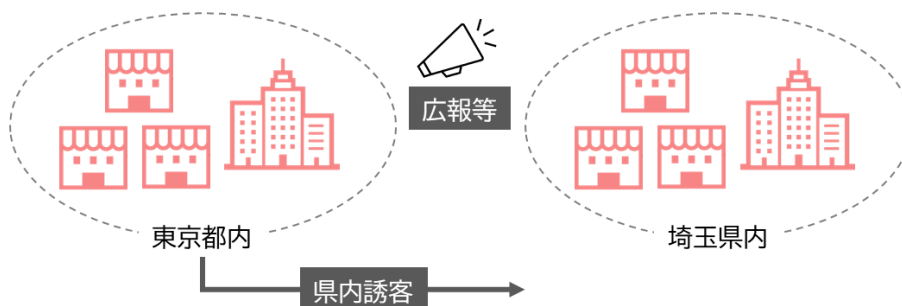
- ◆ 東京都内・埼玉県内の百貨店・洋菓子店等の中から、本事業の目的に適した事業者・店舗を選定



- ◆ オリジナル品種を始めとした埼玉県産いちごを使用したフェア開催及び本事業への参画を依頼



- ◆ 共通資材の制作や広報等を通じて、一体的なスイーツフェアとして展開



- 本スイーツフェアと連動したPR企画や広報等の工夫を行うことにより、メディアの目に留まる仕掛けを行うとともに、県内の観光農園や観光スポットなど県内への誘客促進につながるような内容とすること。
- 本スイーツフェアの対象商品は、オリジナル品種を中心とした埼玉県産いちごを使用した加工品とすること。なお、洋菓子・和菓子などジャンルは問わないが、埼玉

県産いちごの食味の良さに注目が集まっていることを踏まえ、素材の良さを生かした商品展開とすること。

＜提案を求める内容等＞

- ・ スイーツフェアの実施内容、参画事業者等の選定・調整、開催方法・規模、広報等、実施スケジュールの作成、事業の進捗管理など、スイーツフェアの全体計画・運営方針、運営体制を提案するとともに、これらの内容に関する考え方・狙いを示すこと。

特に、本スイーツフェアがメディアに取り上げられるために企画・広報等で工夫した点、及び県内誘客につなげるための具体的な内容を提案すること。

②参画事業者等の選定・調整

- ・ 参画事業者等については、当該事業者等の知名度やブランド力、集客力等を踏まえ、受託者にて、本事業の目的を達成するために効果的と思われる候補者を提示した上で、本県と協議して選定すること。

なお、概ね以下の店舗数を目安とすること。

●都内：百貨店やホテルなどで1か所以上、洋菓子店や和菓子店などで9か所以上

●県内：百貨店やホテル、レストラン、洋菓子店、和菓子店などで20か所以上

- ・ 参画事業者等の選定に当たっては、新規の事業者等の開拓にも努めること。
- ・ 参画事業者等については、契約締結後に、県側でも別途調整を行うことがある。そのため、事業展開に当たっては、本県の意向に応じて柔軟に対応すること。

また、本県の調整に応じて参画事業者等を確保する際の経費として、約100万円程度を見込み、必要経費として計上すること。

- ・ 参画事業者等の確保に当たっては、本県が認めた場合を除き、例えばスイーツフェアを実施するための仕入に係る経費を全額補填するなど商品提供等に係る全経費を補填することは想定していない。

ただし、委託費の中から、試作に係るサンプル品の提供、本事業への参画を促すために一定額の経費補填を行うこと等は問題ないこと。

＜提案を求める内容等＞

- ・ 本事業の目的を達成するために効果的と思われる参画事業者等の候補イメージ、参画事業者等の選定・調整に係る実施方針・スケジュールを提案するとともに、これらの内容に関する考え方・狙いを示すこと。

③広報等

- ・ 主に首都圏の消費者に対して、本スイーツフェア実施に係る周知を図るための効果的な広報等計画を策定し、実施すること。

- ・ インターネットにおける情報発信については、埼玉県公式WEBサイト「埼玉わっしょい！」(<https://www.pref.saitama.lg.jp/saitama-wassyoi/>)内にWEBページを作成可能*であること。

* 本県が管理するホームページ管理システム（CMS）をリモートアクセスにより利用することとなる。

- ・ ネット広告については、埼玉県公式Instagram「埼玉わっしょい」(@saitama_wassyoi)

のアカウントを活用できること。

＜提案を求める内容等＞

- ・ 主に首都圏の消費者に対して、本スイーツフェア実施に係る周知を図るために、効果的な媒体・手法、実施方法・実施スケジュールなどの広報戦略・計画を提案するとともに、これらの内容に関する考え方・狙いを示すこと。

⑤アンケート・実施報告

- ・ 参画事業者等ごとの販売金額など、本スイーツフェアの効果検証を行うための数値を計測・把握すること。
- ・ 参画事業者等の店舗への来店者・参画事業者等に対するアンケートを実施し、本スイーツフェアの満足度や改善点等を把握すること。なお、アンケートの実施に当たっては、今後の取組の方向性について効果検証が行えるよう設問設計を工夫し、事前に本県の承認を得た上で実施すること。
- ・ 上記により計測・把握した数値等を集計・分析し、以後の埼玉県産いちごのプロモーションに資するフィードバックを行うこと。

2 都内ポップアップイベント企画・運営業務

①ポップアップイベントの企画・運営

- ・ ポップアップイベントの実施内容、開催場所の選定・確保、開催方法・規模、広報等、実施スケジュールの作成、事業の進捗管理など、本ポップアップイベントを効果的かつ確実に実施するための全体計画を行うこと。また、全体計画を踏まえ、本県を含めた関係団体と連携の上、本ポップアップイベント全体の運営を行うこと。
- ・ 本ポップアップイベントでは、主に首都圏の消費者及びインバウンドに対して、埼玉県産いちごの魅力に触れる機会を創出するため、オリジナル品種をはじめとする埼玉県産いちごの物販、試食など食体験を含めた内容とすること。

また、本ポップアップイベントでの体験後、県内の観光農園や観光スポットなど県内への誘客促進につながるような内容とすること。

加えて、企画・広報等を工夫することにより、メディアの目に留まる仕掛けを行うと。

- ・ 本ポップアップイベントの実施時期については、概ね令和8年1月～2月を想定しているが、契約締結後に本県と協議の上で決定すること。
- ・ 本ポップアップイベントの開催場所については、話題性や情報発信力、県内誘客との連動性などを考慮して選定すること。また、当該開催場所に応じて、適当なターゲット設定を行った上で、インバウンド向けのプロモーションにもつながるよう実施すること。

＜提案を求める内容等＞

- ・ ポップアップイベントの実施内容、開催場所の選定・確保、開催方法・規模、広報等、実施スケジュールの作成、事業の進捗管理など、ポップアップイベントの全体計画・運営方針、運営体制を提案するとともに、これらの内容に関する考え方・狙いを示すこと。

特に、本スイーツフェアがメディアに取り上げられるために企画・広報等で工夫した点、及び県内誘客につなげるための具体的な内容を提案すること。

②広報等

- ・ 主に首都圏の消費者及びインバウンドに対して、本ポップアップイベント実施に係る周知を図るための効果的な広報等計画を策定し、実施すること。
- ・ インターネットにおける情報発信については、埼玉県公式 WEB サイト「埼玉わっしょい！」(<https://www.pref.saitama.lg.jp/saitama-wassyoi/>) 内に WEB ページを作成可能*であること。
 - * 本県が管理するホームページ管理システム（CMS）をリモートアクセスにより利用することとなる。
- ・ ネット広告については、埼玉県公式 Instagram「埼玉わっしょい」(@saitama_wassyoi) のアカウントを活用できること。

<提案を求める内容等>

- ・ 主に首都圏の消費者及びインバウンドに対して、本ポップアップイベント実施に係る周知を図るために、効果的な媒体・手法、実施方法・実施スケジュールなどの広報戦略・計画を提案するとともに、これらの内容に関する考え方・狙いを示すこと。

③アンケート・実施報告

- ・ 来場者数など、本ポップアップイベントの効果検証を行うための数値を計測・把握すること。
- ・ 来場者に対するアンケートを実施し、本ポップアップイベントの満足度や改善点等を把握すること。なお、アンケートの実施に当たっては、今後の取組の方向性について効果検証が行えるよう設問設計を工夫し、事前に本県の承認を得た上で実施すること。
- ・ 上記により計測・把握した数値等を集計・分析し、以後の埼玉県産いちごのプロモーションに資するフィードバックを行うこと。

2 県内イベント企画・運営業務

①イベント全体の企画・運営

- ・ イベントの実施内容、会場の選定・確保、開催方法（単日や複数日開催など）・規模、出店者の募集・調整・サポート、資機材等の搬出入方法、販売方法、実施スケジュール、事業の進捗管理など、イベントを効果的かつ確実に実施するための全体計画を行うこと。また、全体計画を踏まえ、本県を含めた関係団体と連携の上、本イベント全体の運営を行うこと。
- ・ 同趣旨のイベントとして、本県主催により、令和5年度（令和6年2月10日及び11日）及び令和6年度（令和7年2月23日及び24日）に「埼玉いちご祭」を開催しており、本イベントは第3回目の開催として実施するものであること。
 - そのため、これまでの開催内容を踏まえつつ、メディアの目に留まる仕掛けや効果的な集客を図るための取組を含めて実施すること。

- ・ 本イベントのタイトルについては、「埼玉いちご祭」を想定しているが、契約締結後に本県と協議の上で決定すること。
- ・ 本イベントの実施時期については、概ね令和8年1月下旬～2月下旬を想定しているが、契約締結後に本県と協議の上で決定すること。
- ・ 本イベントの会場について、企画提案に当たっては、候補となる会場を複数提示すること。なお、具体的な会場については、契約締結後に本県と協議の上で決定すること。

※ 企画提案に当たって、施設管理者等に関わり合いを行う場合は、本事業に係る企画提案のためである旨を明示して差し支えないこと。

- ・ 本イベントにおいては、埼玉県知事などを起用したセレモニーを開催すること。なお、県内部の関係者の出席等については、担当課により調整可能であること。また、契約締結後に、県側の調整により関係者の出席が決まった場合は、柔軟に対応すること。
- ・ 本イベントの出品物については、広く埼玉県産いちご及び県内のいちご生産者など県内いちご関係事業者のプロモーションに寄与するよう、生果のいちご・いちごを使用した加工品などを想定していること。

また、本イベントへの効果的な集客や埼玉県産いちごの幅広い魅力発信を図るため、会場等による制約を踏まえつつ、生果のいちごのみでなく、洋菓子・和菓子などの加工品も含めて取り扱えるよう努めること。なお、出店者の取扱品目に埼玉県以外の機関が育成したいちご品種が含まれることは差し支えない。

- ・ 出店者による物販のほか、本イベントへの効果的な集客や埼玉県産いちごの魅力発信を図るための関連企画を実施すること。

また、埼玉県内への観光周遊や消費（いちご以外の観光コンテンツを含む。）を促すための関連企画を実施すること。

- ・ 多数の来場者を想定し、会場内・周辺の混雑に対応できるような導線、来場者のと列整理や販売数量の管理、販売形態などを設計し、適切に運用すること。
- ・ 全ての運営要員が円滑に業務遂行できるよう、運営マニュアルを作成すること。

<提案を求める内容等>

- ・ 本イベントの実施内容（物販、セレモニー、関連企画など）、会場の選定・確保、開催方法・規模（単日や複数日開催、混雑対応等の仕組みなど）、出店者の募集・調整・サポート（キャッシュレス対応に係るものを含む。）、資機材等の搬出入方法、販売方法、実施スケジュール、事業の進捗管理などイベントの全体計画・運営方針、運営体制を提案するとともに、これらの内容に関する考え方・狙いを示すこと。

②出店者の募集・調整・サポート

- ・ 本イベントの開催方法等を踏まえ、担当課と連携・協力し、県内のいちご生産者など県内いちご関係事業者の出店募集を行うこと（県の内部機関や関係機関、県内の生産者団体組織等の協力を得ながら、広く出店者を募ることを想定）。なお、開催時間中の早期売り切れ等が生じないよう、出店方法や販売方法などを工夫*すること。

* 例えば、1ブースにおいて交代制で複数の生産者により出店する、時間制で販売

を行うことなどが考えられる。

- ・ 出店に当たって必要となる出店者との連絡調整、開催規模等に応じた出店者・出店数の調整・選定、必要な行政機関への届出等の手続や保険契約など（出店者において手続等が必要な場合は、そのサポートを含む。）を適切かつ確実にを行うこと。なお、出店者・出店数の調整・選定に当たっては、県内各産地のバランスにも配慮すること。
- ・ 出店者に対して、本イベントの開催に伴う限定商品や新たなコラボ商品の取扱いについても働きかけること。
- ・ 出店者による物販を行う際に、キャッシュレス対応ができるよう、必要なサポートを行うこと。
- ・ 本イベントの開催に当たり、出店者向けの説明会を開催するなどにより、広報等、出店準備や当日の運営（全体スケジュールのほか、販売方法や行列対策、待機列の管理など）などについて、運営側と出店者側での意思統一が図られるよう必要な調整を行うこと。

③会場設営・装飾等

- ・ 本イベントの開催に当たって必要な資機材などの調達や搬出入、出店者の搬出入（キッチンカーの対応含む。）に関する計画を作成し、適切に運用すること。
- ・ 本イベント開催期間中の来場者等の安全を確保するために必要な警備計画、火災などが発生した際の避難に関する計画を作成し、適切に運用すること。
- ・ 会場周辺及び会場内において、会場アクセス、会場レイアウト、タイムスケジュールを図示したパネル等の設置・資材配布など、効果的な案内や誘導、アナウンスを行うこと。なお、会場レイアウトなど当日のイベント情報については、紙のほか電子媒体でも閲覧できるようにすること。
- ・ 多数の来場者を想定し、会場内・周辺の混雑が緩和できるよう会場レイアウトを工夫すること。
- ・ 会場全体・出店ブース等の装飾については、統一感を図るとともに、オリジナル品種を始めとした埼玉県産いちごの魅力を効果的に伝えるものとする。
- ・ セレモニーを含め、悪天候時（雨や雪など）にも可能な限り対応できるようにすること。
- ・ セレモニーの出席者や会場スタッフなど、イベント運営側を識別できるようにすること。

<提案を求める内容等>

- ・ 本イベント（セレモニー・関連企画を含む。）開催時の会場レイアウト・装飾等のイメージを提案するとともに、これらの内容に関する考え方・狙いを示すこと。

④広報等

- ・ 主に県内・首都圏の消費者の集客を図るため、効果的な広報等計画を策定し、実施すること。
- ・ インターネットにおける情報発信については、埼玉県公式 WEB サイト「埼玉わっしょい！」(<https://www.pref.saitama.lg.jp/saitama-wassyoi/>) 内に WEB ページを作

成可能*であること。

- * 本県が管理するホームページ管理システム（CMS）をリモートアクセスにより利用することとなる。
- ・ ネット広告については、埼玉県公式 Instagram「埼玉わっしょい」(@saitama_wassyoi) のアカウントを活用できること。

＜提案を求める内容等＞

- ・ 主に県内・首都圏の消費者の集客を図るために、効果的な媒体・手法、実施方法・実施スケジュールなどの広報戦略・計画を提案するとともに、これらの内容に関する考え方・狙いを示すこと。

⑤アンケート・実施報告

- ・ 開催日ごとの来場者数や販売金額など、本イベントの効果検証を行うための数値を計測・把握すること。
- ・ 来場者・出店者に対するアンケートを実施し、出店者・出品物の人気投票や本イベントの満足度や改善点等を把握すること。なお、アンケートの実施に当たっては、今後の取組の方向性について効果検証が行えるよう設問設計を工夫し、事前に本県の承認を得た上で実施すること。
- ・ 上記により計測・把握した数値等を集計・分析し、以後の埼玉県産いちごのプロモーションに資するフィードバックを行うこと。
- ・ 本イベントの様子や全体像が分かるように、記録写真の撮影や録画を行うこと。なお、本県が行う広報素材としても活用できるよう、著作権等の処理を行った上で提供すること。

4 調査・分析業務

ア 目的

- ・ 本事業については、埼玉県産いちごの認知度向上等を図りつつ、本県への誘客促進につなげることににより、もって本県の観光振興に資するための事業として実施するものである。
- ・ そこで、本事業による効果を定量的に計測するため、主に首都圏の消費者を対象として、「本県への観光意欲度の変化」を調査・分析すること。また、当該結果を踏まえ、以後の埼玉県産いちごのプロモーション及び誘客促進のための事業展開の方策等に係るフィードバックを行うこと。

イ 業務内容

①調査

- ・ 主に首都圏の消費者を対象範囲として、インターネット調査等により、当該事業の実施による「本県への観光意欲度の変化」のほか、埼玉県産いちごの認知度や消費者の評価・意識などを調査すること。なお、具体的な調査項目・計測方法等については、契約締結後に本県と協議の上で決定すること。
- ・ 調査に当たっては、十分なサンプル数を確保すること。

②分析・フィードバック

- ・ 調査結果について、受託者にて集計・分析を行った上で、以後の埼玉県産いちごのプロモーション及び誘客促進のための事業展開の方策等に係るフィードバックを行うこと。

＜提案を求める内容等＞

- ・ 想定される調査項目・手法、実施スケジュールなどを提案するとともに、これらの内容に関する考え方・狙いを示すこと。

第6 その他共通事項

- ・ 本事業の開催内容等に応じて必要となる資格・認証・許可等の取得手続は、各種関係法令等を遵守し、受託者の責任において適切に行うこと。また、本事業に関連してけがや事故及び施設や備品の損傷等が発生した場合に備えたイベント保険への加入など、事業全体に係る補償対策を講ずること。なお、費用が発生する場合は、受託者の負担とする。
- ・ 本事業の実施について、本県でもパブリシティなどにより広報等を行うことを予定しているが、この場合にあっては必要な情報や素材提供を行うなど、本県と連携・協力を図ること。また、本事業以外の取組であって、本県が認める事業について、本事業の広報等の中で併せて周知できるよう可能な限り協力すること。
- ・ 本県において、関係団体等に対して、事業実施に係る申請や届出等を行う必要がある場合は、書類の作成などに必要な協力を行うこと。
- ・ 本事業の実施に起因して事故・トラブル等が発生した場合、適宜本県と情報共有等を行いつつ、受託者は誠意をもって、当該事故・トラブル等の解決に向けて必要な対応を行うこと。
- ・ 本事業の確実な実施に向け、綿密な打合せを行うこと。また、打合せ後は、本県の指示に基づき議事要旨を作成・提出すること。
- ・ 本事業に関わる責任者及び担当者は、本業務の趣旨や内容を十分に理解し、業務遂行に必要な知識と経験を有する者を配置すること。また、本事業の準備・実施に十分な人員を確保・配置すること。
- ・ 本事業の実施に当たっては、来場者等の安全確保及びイベント会場内の環境美化に努めること。
- ・ 印刷用紙等については、埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針 (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/green/g-houshin.html>) に適合するよう努めること。
- ・ 各種感染症の流行状況等を踏まえ、適切な対応を図ること。
- ・ 実施内容の詳細については、提案内容を基本にしつつ、本県の意向を踏まえ協議・調整を行った上で決定するものとする。また、本業務の遂行に当たって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容、疑義が生じた場合等については、本県と協議の上で取扱いを決定することとする。

第7 成果物に関する権利の帰属等

- ・ 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- ・ 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第

48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、全て県に帰属する。また、受託者は、本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権人格権を行使しないものとする。

- ・ 本業務の履行に際して、映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- ・ 受託者は、本業務で制作する著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証すること。万一、著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償の請求等がなされた場合、受託者は自らの責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、本県に一切の迷惑損害を及ぼさないものとする。

第8 参考

- ・ 埼玉県産いちごの生産状況、オリジナル品種の品種特性等については、別添1「参考資料」を参照すること。
- ・ 各種デザインの作成に当たっては、別添2「素材集」のデータを提供可能であること。
- ・ 「あまりん」及び「かおりん」にあつては、「林家たい平氏が描いたイラスト画・書体」、「べにたま」にあつては「べにたまロゴデザイン」を作成していること(別添1「参考資料」を参照)。なお、使用する場合は、別途本県宛てに使用手続を行うこと。